

大会資料および  
掲載記事報告

平成30年5月3日

# 第49回 新しい憲法をつくる国民大会

プログラム

大会資料

大会決議

掲載概要

日刊紙

専門紙

専門誌

今年の国民大会は、大会実行委員長の開会の辞のあと、政局が複雑な様相を見せていることから、まず、政治評論家の高橋利行先生に「時局講演」をお願いした。当日講話の各内容は、以下の頁をご覧ください。

次に、当団体は、国民の声を聞き、憲法改正を啓発するため、「改憲川柳」の公募を行っており、今年は4回目となる。全国都道府県から2300句が集まり、選考の結果、187句を入選として小冊子を発行。その中から1句を大賞、6句を佳作とし、その7句を壇上に墨書して表彰。その講評を行い、大賞受賞者には壇上にて賞状・賞金を付与し、顕彰式を行った。

続いて、清原淳平会長より「憲法改正のための国民投票権」と題して、詳しい解説があった。そのあとは、6名の有力国会議員が、憲法改正の必要性と、どこが問題なのかにつき、それぞれ熱弁を振るった。それを踏まえた「大会決議」も、満場一致で可決された。その場合は、当会の「大会写真報告」のほか、各種報道も取り上げてくれたので、後半にそれを転載する。



## 五月三日は「憲法記念日」この日にこそ憲法問題の講演を聞き、国のあり方を、考えましょう!

衆・参の憲法審査会は、いま論議を進めており、その結果で、憲法改正発議案が提起され国会を通過すると、次に国民投票にかけることとなります。したがって国民はその憲法改正案を認めるかどうかという、大きな権利を行使することになります。そうした権利行使の大切な判断の時期ですから、どうか奮ってお出掛け下さい!

### 新しい憲法をつくる国民大会 (第四十九回)

日時 平成三十年五月三日 (憲法記念日) 正午開場、一時開始、四時終了  
場所 新宿区立四谷区民ホール九階 (新宿区内藤町八十七番地)  
地下鉄丸の内線・新宿御苑前駅2番出口より徒歩五分  
司会 高津優介 国民大会実行副委員長

国歌斉唱  
開会の辞 重田典子 大会実行委員長・国民会議理事・事務局長  
時局講演 高橋利行先生 政治評論家・元読売新聞論説委員  
公募「改憲川柳」優秀者を壇上垂れ幕にて発表。賞状授与。  
会長挨拶 「来るべき国民投票のために!」  
清原淳平 新しい憲法をつくる国民会議・会長  
<http://kiyohara-junpei.jp/>

激励電報披露  
来賓講話 (順序は、当日御都合の付く時間帯を調整した順です)  
本年の主題は「改憲につき、国民皆様の御理解をいただくために!」

- 秋元 司先生 衆議院議員・国土交通副大臣
- 櫻田義孝先生 衆議院議員・消費者問題特別委員長
- 平沢勝栄先生 衆議院議員・政治倫理等特別委員長
- 船田 元先生 衆議院議員・自民党憲法改正推進本部長代行
- 串田誠一先生 衆議院議員・日本維新の会国会対策副委員長
- 宮川典子先生 衆議院議員・文部科学大臣政務官

大会決議 松橋研也 国民大会実行委員  
開会の辞 小林 正 国民会議理事・教育評論家、元参議院議員  
万歳三唱 深山明敏 国民会議理事、陸上自衛隊元第三師団長・陸将

○ お誘い合わせ、奮ってご参加を! なお、平服にてお出かけください。  
※ この「新しい憲法をつくる国民大会」の憲法改正運動は、与野党を問わない「国家的事業」なので、国や政党からの補助金や助成金を受けずに、国民有志・団体からの浄財にて運営しております。誠に恐縮ですが、大会賛助金(金額を問わず)を、御協賛賜りますればありがたく、郵便振込用紙を同封いたしましたので、有志の方は、よろしく御願ひ申し上げます。  
口賛助金は、郵便局0016005-22879 自主憲法制定国民会議宛に、御送金下さい。  
主催 新しい憲法をつくる国民大会実行委員会  
● 電話 03-3581-1393 ● 直近連絡先 080-8836-6203 080-9292-2620  
<http://atarashi-kenpon.jp>




清原淳平会長
高橋利行先生



新宿区立四谷区民ホール (新宿区内藤町87番地)

入場無料



# 開会の辞 今年の国民大会の意義！

## 重田典子 実行委員長

国民会議理事・事務局長・国民大会実行委員長

皆様こんにちは。本日は、大連休後半の始まりの中、多数ご参集下さいまして、心より御礼申し上げます。私は、本日の「第49回新しい憲法をつくる国民大会」の実行委員長を務めております重田典子と申します。「開会の辞」は、その年によって異なりますが、その年の意義を申し上げます。

今年は、皆さまのお耳に入っておられるでしょうが、自由民主党は、憲法改正の原案をつくって、それを、衆議院・参議院の憲法審査会に提起し、国会の発議案として、来たるべき選挙の際に、国民投票にかけたい、としております。私どもも、この運動を半世紀も続けてきておりますので、ぜひ、憲法審査会で憲法改正の発議案を作っていただきたい、と念じております。そうした状況から、今年の国民大会は「憲法改正のための国民投票権」をテーマといたしました。

そこで、今年の大会の進行について申し上げます。封筒の中に、本日のプログラムが入っておりますので、ご覧下さいますよう。

先ず最初に、読売新聞の論説委員をされたのち、政治評論家として活躍しておられます高橋利行先生に、国会情勢等々、時局講話をいただきます。と申しますのは、政治は、いつもいろいろと問題を抱えておりますが、そうした政治の動きを、皆さまに御認識いただくことが大切、と存じますので、分かりやすく御解説くださることで、知られております政治評論家の高橋利行先生に時局解説をお願い致しました。

次に、当団体は、憲法改正への国民運動を続けてきておりますので、国民の皆さまの御理解を得るために、何かよい方法はないか、と考えておりましたところ、数年前から近年、特に「川柳ばやり」の世の中。それでは「改憲川柳」の公募を行ってみよう、と思いついて、始めました。すると、全国都道府県から、4千句もの応募があり、それも、素晴らしい句が多く、憲法改正を期待している国民の皆さまが多いことが分かりました。以来、継続し、今年も、公募した結果、2300句も応募をいただきましたので、その中から187句を入選として、小冊子に掲載してお配りをし、その中から、大賞1、佳作6を選び、本日、壇上に掲げました。そして、その表彰式を行います。どうぞ、垂れ幕の右から左へ、そして大賞の横幕を御覧下さい。さあ、どうお感じいただけるでしょうか？

その後、当団体会長の清原が、本日の国民大会のテーマ、「憲法改正のための国民投票」について、解説をいたします。

そのあと、6人の国会議員の方々が、憲法改正の必要性、あるいは、どういう箇所を改正するのかについて、それぞれ熱心にお話しされます。

そしてそのあと、大会決議の朗読が続きます。

6人もの国会議員が来られて、じかにお話を聞く機会是这样ありませんので、今日は、憲法記念日ですので、どうか、皆さま、最後まで、耳を傾けていただきたいと存じます。

それでは、以上で私の開会の辞とさせていただきます。

さあ、皆様と一緒に始めましょう！



## 時局講演

# 高橋利行先生

政治評論家、  
読売新聞元解説部長・論説委員・新聞監査委員長

本日は憲法記念日、「時局講演」というご要望ですので、「憲法改正をめぐる時局講演」をいたしましょう。いまの日本国憲法が施行されたのが昭和22年5月3日ですから、今年は71年目になるわけですが、この間、一度も改正されていません。過去の総理で、憲法改正を唱えたのは岸信介総理ですが、いまその孫に当たる安倍晋三総理が、積極的に憲法改正の声を挙げております。私としても、それを応援しております。

私は、昭和18年生まれなので、物心ついてから、戦後の日本国憲法のもとで生活してきたわけですが、その間、時勢の変化が大きいことを体感してきました。また、いまの憲法に第96条の改憲条項があることを知って、一生のうちせめて一度ぐらい「憲法改正のための国民投票権」を行使してみたい、と思っておりました。（拍手）

安倍総理は、第一次安倍内閣から憲法改正を政策に掲げており、第二次安倍内閣も、国政選挙5連覇で5年間政権を維持してきております。しかし最近、国会は、さまざまなスキャンダルで審議が滞って、政権交代が取り沙汰されており、後継総理として5人の国会議員の名前が挙がっていますが、安倍総理の憲法改正の熱意を引き継ぐような人物はおりません。また、私の政局分析では、この秋の自民党総裁選で、安倍総理の三選は間違いないと思います。安倍総理が「憲法改正」という執念を持っている限り、誰も安倍総理を引きずり下ろせないと思います。過去の政治をみても、総理の地位はそれほど強いのです。

憲法第96条の「憲法改正の国会発議の要件」を充たしている今こそ、もう一息の努力です。私の趣味は山登りですが、その体験からいうと、頂上に近づくにつれて、胸突き八丁という険しいところに、必ずといってよいほど差しかかるのです。これを乗り越えないと、新しい視野は開けてこない。憲法改正事業も、いま、その「胸突き八丁」の険しいところですが、安倍政権はもちろん、支援する皆さんも、どうか頑張って下さい。（拍手）

禅宗の言葉に「啐啄同機（そったくどうき）」という言葉があります。それは、卵から雛が出てくる時に、親鳥が、卵の中の雛に、自力で出てくるよう促すため、親鳥が卵の外側から嘴でつつく、親子の絶妙さを表現した言葉です。国会が憲法改正の発議をした時は、国民投票権を行使する皆さんが、呼応しようではありませんか。（拍手）

## 「改憲川柳」 講評

清原淳平 会長

「改憲川柳」 選考委員・最終選考判断



「改憲川柳」の講評は、これまで当団体の長老格の方をお願いして参りましたが、今年は、そのうち最長老のお二人が、体調を崩され静養中でありますので、今日は、私が代わって講評をさせていただきます。

さて、本日の国民大会の母体は、「新しい憲法をつくる国民会議」なので、文字通り、「国民会議」ですから、常に国民の皆様様の御意向をうかがい、いかに交流を図るかを、考えてまいりました。

四、五年前、「川柳ばやり」の世の中なので、当団体も、「改憲川柳」の全国公募をしてみよう、と思い立ち、公募いたしましたところ、4000句もの応募があり、大層効果があることが、分かりました。そこで以来、毎年続け、今年も公募しまし

たところ、沢山の応募をいただきました。

川柳は、俳句と同じく、五、七、五、の17文字を基本としますが、俳句が春夏秋冬を感じさせる季語をいれるとか、文語調であるとか、難しい決まりがあるのに対して、川柳の方は、同じ五、七、五、の17文字であっても、そうした難しい決まりはなく、世の中の事柄を、軽妙、洒脱な表現で風刺するものとして、大流行しております。

当団体では、今年も、選考委員会を設け、審査の結果、約2300句の中から187句を選んで入選句とし、小冊子にまとめました。お手許の封筒の中にその小冊子が入っておりますので、ご覧下さい。そう、その小冊子です。

その入選句187句の中からさらに7句を選び、そのうちの

ひとつを大賞とし、6句を佳作として、ご覧のように、壇上に掲げ、表彰いたしました。今年は壇上、横幕に書かれているのが大賞です。その書き出しのところに赤リボンを付けてあります。そして、垂れ幕6本に書かれているのが佳作です。

では、佳作から御紹介いたしましょう。壇上、向かって右の作品から紹介します。

## 佳作

### ミサイルが 飛んでも 改憲しない国！

北朝鮮のミサイルが、日本列島の上空を何度も飛んでいるのに、どうして改憲しないのか、という国民のイラダチを表した作品です。4月に入って、金正恩はミサイルを発射しないと発言し、向後はないかもしれませんが、改憲川柳の応募は3月末日締切りでしたので、歴史的事実は残しておくべきだと考え、佳作としました。

### 自衛隊 「イケン」と言われりゃ 改憲を！

「イケン」は、いけない、ダメヨ、という意味もあり、また、「違憲」とも読みますから、その二つの意味を掛け合わせたところが、面白い作品と思います。

### スイスさえ 持つ軍隊を 持てぬ国！

この句は、歴史を勉強している方の句です。けだし、ヨーロッパは近世に入っても戦争続きですが、ヨーロッパの中央部に位置するスイスという国は、戦争による被害に堪えかね、今から約200年前の1815年、「戦争があっても、どちらにも加勢しませんよ」という『永世中立国宣言』をしました。ただ、スイスは、それでも、もし侵略された場合は、断固戦うとして、国民皆兵制度を採っている国です。そこまで行かないでも、日本も見習うべきではないでしょうか。

### 改憲に 党利党略 目立ち過ぎ！

これは、憲法改正についての政界の動きが、国民の目には、やはり、党利党略と映るのでしょうか。政党の方々も、国民の声として、耳を傾けていただきたい、と思います。

## 待ったなし 改憲発議 加速して！

これも、国民からの切なる要望として、国会議員の方々に、耳を傾けていただきたい句です。

### 改憲は 日本国民の 仕事です！

私は、本日このあと、会長挨拶として申し上げる中で、「国民の皆さまには、『憲法改正のための国民投票権』という大切な権利があるんですよ」というお話をする予定ですが、この応募して下さった方は、「国民の仕事です。」と義務としてみられます。そうなんですよ。欧米先進国では、日本と違って、「権利と義務とは、盾の両面だ」と考えているので、国民投票権は、権利であると共に、義務でもあるので、この作品は、よく考えておられる点で、佳作としました。

## 大賞

### 与野党の 垣根を払い いざ改憲！

最後に、横幕のこの句は、これまでの入選句を代表するまとめの句ともいえ、また、私どもの願いでもある句です。ちなみに、戦後62回もその基本法を改正しているドイツでは、法文が現実合わなくなったと思うと、与党、野党を問わず、改正の声を挙げると聞きます。改憲数ゼロのわが国も、見習ってもらいたい、と思います。そうした点で、今年の大賞として掲げました（拍手）。

冒頭に申し上げましたように、改正川柳は、今年も、北は北海道から南は沖縄まで全国から応募がありました。佳作の6本についても、奈良県からお二人、あと青森県、三重県、愛媛県、福岡県の方で、いずれも遠方のため御出席適いませんでしたが、この大賞の方は、静岡県富士市の方でしたので、お願いして御上京・御出席いただきました。御本人と御息女様が見えておりますので、これから、表彰状を読み上げた上、お手渡しし、また、賞金と副賞も差し上げたい、と存じます。

どうぞ、壇上、の正面にお出になって下さい。では表彰式に移ります。（その情景は、写真をご覧ください）



賞状授与式

「与野党の垣根を払い いざ改憲！」で大賞を受賞されたペンネーム、わんわん様（静岡県）へ、賞状を授与する清原淳平会長。さらに、賞金3万円、清原会長の著書2冊「岸信介元総理の志 憲法改正」と最新刊「国民投票のための憲法改正学」もあわせて手渡された。壇上には、わんわん様のお嬢様も上がられ、喜びを分かち合われた（p 5参照）。

大賞

賞金三万円＋清原淳平会長編著の書籍二冊

「岸信介元総理の志 憲法改正」「国民投票のための憲法改正学」

与野党の垣根を払い いざ改憲！

わんわん様（静岡県）

佳作

図書カード五千円＋清原淳平会長編著の書籍二冊

「岸信介元総理の志 憲法改正」「国民投票のための憲法改正学」

ミサイルが飛んでも改憲しない国！

まさにい様（奈良県）

自衛隊「イケン」と言われりや改憲を！

センピロフオール様（奈良県）

スイスさえ持つ軍隊を持ってぬ国！

弥次郎兵衛様（三重県）

改憲に党利党略目立ち過ぎ！

蛙屋柳斎様（福岡県）

待ったなし改憲発議加速して！

藤田哲夫様（愛媛県）

改憲は日本国民の仕事です！

まるいおん様（青森県）



## 会長挨拶

「来るべき国民投票のために！」

清原淳平会長

新しい憲法をつくる国民会議・会長

さて、皆さんは、これまで小・中・高校で、多少なりと日本国憲法を教わってこられたはず  
です。その際に、憲法第3章に「国民の権利義務」という章があって、そこに、「基本的人権  
尊重主義」が謳われ、そして「思想および良心の自由」「職業選択の自由」などの自由権はじ  
め、「勤労の権利」などの社会権等々、多くの権利があることを教わったはずです。

しかし、私が今日お話しするのは、それらの権利のほかに、皆さんには「憲法改正のための  
国民投票権」という大きな権利があるんですよ、という話です。それにつけ、その「国民投票  
権」という権利があることを知っているという方は、お手を挙げてみて下さい。う～ん、お手  
を挙げた方は少ないですね。それは、そうなんです。学校でほとんど教えて来なかったから  
です。その理由は、前述の「国民の権利義務」の章は第10条から第40条までで、憲法の前  
の方に列記されている。しかし、この「憲法改正のための国民投票権」は、憲法の末尾の方、  
第96条に記載されているので、学校の先生方も見落とされたのかもしれないね。

見落とさないまでも、この「憲法のための国民投票権」は、法文はあっても、どういう場合  
や順序で投票するのか、という手続規定が整備されていなかったもので、単なる抽象的権利と  
して教えてこなかったともいえます。それが、現憲法が出来て60年経った平成22年に  
「日本国憲法の改正手続に関する法律」が制定され、さらに平成26年に補正されて、具体的  
な権利となりました。そして、政局も、第96条（改正の手続き、その公布）「衆参各議院  
の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が発議し、・・・」の要件を充たしており、改憲政  
党の自民党もその発議する原案をまとめていることから、ここに、第96条の後段の「・・・  
国民へ提案してその承認を経なければならない。」に従い、この「憲法改正のための国民投票  
権」が急浮上してきたわけです。それでは、ここで、憲法第96条につき、詳細説明いたしま  
しょう（清原は、すでに聴衆に配付してある第96条の規定を、段階的に分解して図示した一  
枚紙に基づき詳細説明・P9下段参照）。

ところで、皆さん、投票というと、年輩の方ほど、「投票なら、もう何度も行っているよ。  
珍しくもない」といわれるかもしれません。しかし、この「憲法改正のための国民投票権」

は、珍しいことなのです。何故か？ これまでの投票は、皆さん方の選挙区で、立候補した候補者、つまり、「人」に対する投票でした。その人物については、評判も聞こえてくるでしょうし、新聞やテレビの広報で、その政策を知ることもしました。

これに対して、「憲法改正のための国民投票」は、人ではなく、憲法の「法文」について、それを変えるか変えないかの判断をせまられる、という点で、これまでの人への投票とは、「質的」に異なる投票なのです。

すると、皆さんの中には、「え、法文についての判断？ そんな厄介なことは、よく分からないよ。面倒だから、棄権しちゃおう」とか、「誰かの意見を聞いて、その人の意見に従っておこう」といったことになりはしないか、私は、それを恐れているのです。

「憲法改正のための国民投票権」は、これまで述べてきたように、国民にとって、国の方針を決める大事な権利です。そうした点で、私は、国民の皆さんに、多少なりとも、憲法の基礎知識、せめて、法制度の基礎知識を勉強しておいていただきたい、と念ずる次第です。そうした勉強をしていただく参考資料として、私は、近年では4冊目となる『国民投票のための憲法改正学』と題する書籍を上梓しました。なお、今日は、これから、憲法改正問題に詳しい国会議員6名の先生方が話されます。どうか、みなさん、熱心に耳を傾けて下さい。

第49回・国民大会：平成30年5月3日

新しい憲法をつくる国民大会  
△云長 清原 淳平

◎ 清原淳平会長講話「来たるべき国民投票のための憲法改正学のすすめ」の参考資料として

日本国憲法 第九章 改正 第九十六条（改正の手続、その公布）

① この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際に行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について、前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

▽右の法文だけでは分かりにくいとの声が多いので、順序を追って説明すると、次の四つになる

(一) 国会における憲法改正の発議

衆議院の総議員の三分の二以上の賛成で、発議案

参議院の総議員の三分の二以上の賛成で、発議案

——— ↓ 正式発議案

(二) 発議案を国民投票にかける場合（それには、1～4の四つの場合が考えられる）

1、その発議案だけのために、特別の国民投票日を設けて行う。

2、総選挙（衆議院の解散による衆議院議員の選出選挙）の日に併せて行う。

3、参議院の通常選挙（三年毎の半数改選選挙）の日に併せて行う。

4、議員の補欠選挙（議員の逝去や辞任に伴う補充のための選挙）の日に併せて行う。

(三) 発議案の成立要件

国民による投票総数の過半数以上の賛成票あれば、憲法改正が成立するが（次の四が必要）。

(四) 天皇が、国民の名において、その改正案を日本国憲法と一体を成すものとして、直ちに公布する。（天皇の公布は国事行為＝憲法第七条一号にも明記されている）

◎ 右国民投票の手続法として、国民投票法（正式には「日本国憲法の改正手続に関する法律」）

国民投票法の施行—平成二十二年五月十八日

同法の一部を改正する法律の公布・施行—平成二十六年六月二十日

○ 発議の手続（国会法改正平成十九年法五十一号、左のほか憲法改正について五カ条が決められた）  
衆議院で二〇〇人以上、参議院で五〇人以上の賛成で、発議された改正原案を、それぞれの院の憲法審査会で審査し、それぞれの本会議で、その総議員の三分の二以上の賛成により改正案を発議する。

○ 平成二十三年一〇月二日 衆議院、参議院の両院において、憲法審査会が始動し、現在も存在。

# 来賓講話

発言順は、当日ご都合のついた時間順です。

## 来賓講話「自衛隊を憲法に明記！」 秋元 司先生

衆議院議員・国土交通副大臣・内閣府副大臣・  
復興副大臣

たくさんの国民が自衛隊に感謝する一方、憲法学者の多くは違憲としている。自衛隊に活躍してもらうために、憲法上明記したい。それにより、抑止力を内外に発信することになり、日本の安全を守ることになる。国民の皆さん、日本人の手で憲法を見つめ直し、形にして行こうではありませんか。私は、全力をもって発議に向けて努力して行きます。



## 来賓講話「憲法改正は今だ！」 櫻田義孝先生

衆議院議員・消費者問題特別委員長

最近の世論調査では改憲賛成派が5割を超えている。自由民主党は自主憲法制定が党是だ。未だ改憲出来ないのは、非常に遺憾だ。安倍内閣で憲法改正をやらなければ、改憲の機会はなくなってしまうかもしれない。安倍内閣で、せめて自衛隊の明記ぐらいはやるべきである。この課題を、次世代に引き継いでほしい。



## 来賓講話「改憲は、国家的課題！」 平沢勝栄先生

衆議院議員・政治倫理等特別委員長

今の憲法には改正すべき項目が多い。直すのが当たり前だ。自衛隊について、学者の多くは違憲だが、北朝鮮の脅威が迫っている。第9条について外国人と話してみても、かれらは、日本人は国防を人まかせにして、身勝手だという。衆議院の憲法審査会は、今国会で一度も開催されない。改憲は国家的課題、野党もぜひ参加してほしい。



## 来賓講話

発言の詳細についてはP 18以降の各紙誌の記事を参照。



### 来賓講話「時代に合った憲法へ」 船田 元先生

衆議院議員・自民党憲法改正推進本部長代行

国民投票は、国の基本政策を国民に選んでもらう大事な権利だ。わが国を取り巻く国際情勢に対応できる憲法をつくり、国民の安全・生活を守ることは喫緊の課題だ。

人を選ぶ公職選挙法は、選挙運動に厳しい規制があるが、憲法改正のための国民投票は、その規制を緩める必要があり、放送も平等に扱うよう、対策を考えている。



### 来賓講話「高校教育無償化へ」 串田誠一先生

衆議院議員・日本維新の会国会対策副委員長

国家が自衛権を持つことは、国連も認めており、日本の最高裁判所も認めている。自衛隊を違憲だという護憲派を許してはならない。9条改正は必要である。

維新の会は、高校生の教育無償化を主張する。憲法26条に「小・中学を義務教育とし、無償とする」とあるが、今日では97%が高校へ進学する。26条を改正すべきである。



### 来賓講話「合区はなくすべき！」 宮川典子先生

衆議院議員・文部科学大臣政務官

憲法が制定されて71年になるが、一度も改正されていない。しかし、当時の日本と今日の日本は時勢が大きく変わっている。自分たちの手で、憲法を見直すのが筋だ。憲法の前文から見直したい。

また、いま問題の参議院選挙区の合区については、合区だと選挙区が広過ぎ、有権者の声が届きにくい。各県一人を明記すべきだ。

# 大会決議 (各政党と国民へ)

一、現行日本国憲法は昭和二十二年五月三日施行後、今年で七十一年になる。この間、諸外国は数十回も改正している。その理由は、憲法は、施行された時点で静止するが、時勢は、日進月歩、進展している。その時勢に憲法を合わせるためである。わが国は、一度も改正していないため、憲法と現実との間に矛盾が生じてきている。

一、憲法改正には、その第九十六条(改正手続)で、「衆参各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会がこれ(改正案)を発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。」とある。いま、日本国は、改憲政党が各議院で三分の二を占め、改正条件を満たしている。いまこそ、国会議員は協力し、改憲発議すべきである。

一、一般の法律は、衆参各議院の過半数にて成立する。しかし、憲法改正については、

それだけでは足りず、国民投票にかけ、その過半数以上の賛成をもって法文となる。国民の権利は、憲法第三章(国民の権利・義務)に規定があるが、それに加えて、「憲法改正のための国民投票権」という大きな権利があることを認識いただきたい。

一、国民の皆さまには、投票なら何度もしているよといわれるかもしれない。しかし、これまでの投票は政党や立候補者を選ぶものであった。来たるべき憲法改正のため、投票は「法文についての是非を判断する投票」として、性質が異なる。そのため国民の皆さまは、他人まかせではなく、御自身でその判断力を養っていただきたい。有、決議する。

平成三十年五月三日

## 第四十九回新しい憲法をつくる国民大会

(自主憲法制定国民大会)

# 大会決議

プログラム

大会資料

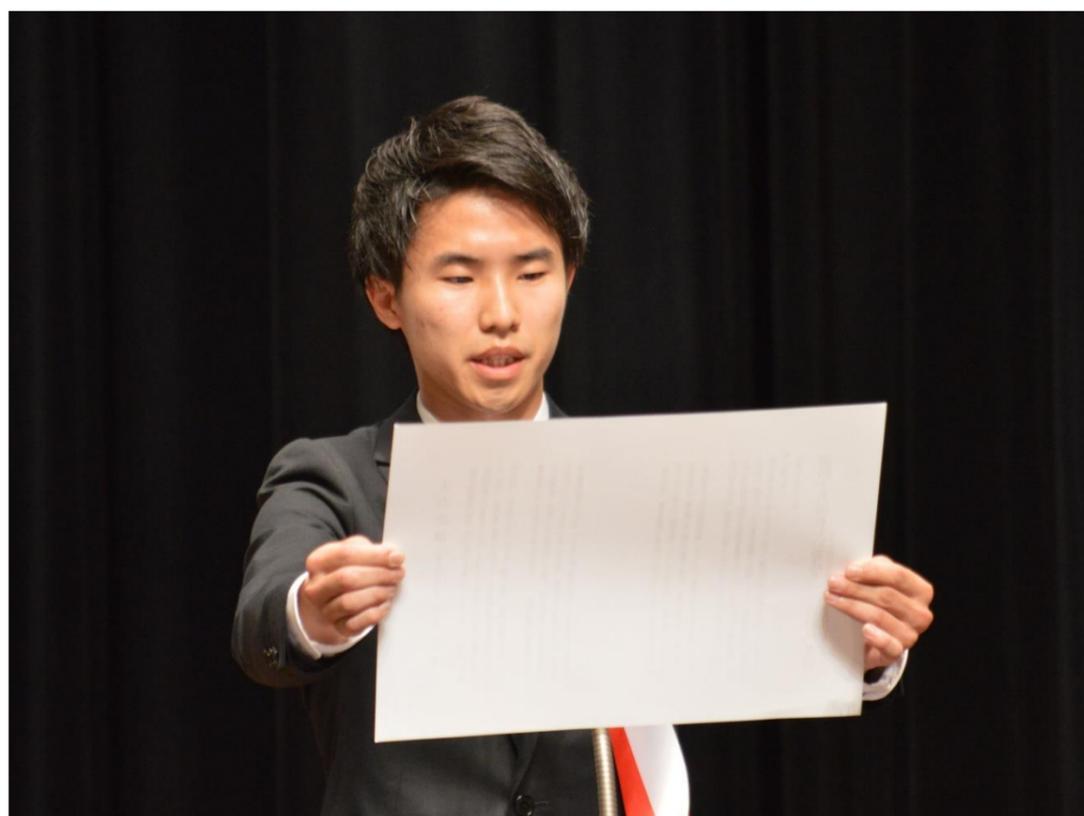
大会決議

掲載概要

日刊紙

専門紙

専門誌



## 大会決議（案）朗読

松橋研也・国民大会実行委員が、大きな声で堂々と読み上げた。



## 大会決議の可決

この大会決議（案）は、満場の拍手をもって、可決された。



## 「大会決議」の伝達式

「大会決議」は、清原淳平会長へ手渡された。その後、清原淳平会長は、内閣・国会へ伝達することを、壇上で約束した。

# 激励電報

## 激励電報

岸信介元総理の志に則り、自主憲法制定国民大会を継続され、今年はその第49回大会。登壇される国会議員の先生方、そして参加された国民の皆さまに、心から感謝と敬意を表します。

私は、役職上、公務上、出席が適いませぬが、志を同じくしております。

また、岸信介初代会長の「合法的・合理的に改憲を進める」という手段・方法に立ち、今国民大会にて、その各分野を担当されている多くの「実行委員」の方々の尽力に対し、心から御礼を申し上げます。

平成三十年五月一日

衆議院議員・衆議院議院運営委員会理事、  
自民党国会対策副委員長、憲法審査会幹事

岸 信 夫

新しい憲法をつくる国民大会  
(「自主憲法制定国民大会」)

実行委員会 御中

新しい憲法をつくる国民大会のご盛會を心よりお祝い申し上げます。関係各位のご尽力に敬意を表しますとともに今後ますますのご発展と皆様方のご健勝をお祈りいたします。

防衛大臣政務官  
衆議院議員 大野敬太郎

第四十九回「新しい憲法をつくる国民大会」が、高橋利行先生を講師にお招きのもと盛大に開催されますことをお慶び申し上げます。日頃より積極的な情報発信等を通じて、幅広く憲法問題に対する学びの機会を提供しておられます清原会長並びに貴会の皆様のご尽力に心よりの敬意と感謝を申し上げます。本日の大会が、憲法問題への国民意識を高め議論を深めるための有意義な機会となりますことをご期待いたしますとともに、ご参集の皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

衆議院議員 稲田朋美

第四十九回新しい憲法をつくる国民大会の開催にあたり、永年にわたり、憲法改正推進のため、ご尽力頂いている関係の皆様を表心より敬意を表します。  
国民の総意に基づき、所期の目的達成を目指し、新しい憲法をつくる国民会議の皆様の一層のご活躍、ご奮闘を祈念致します。

衆議院議員 松本 純

# 閉会の辞・万歳三唱



## 閉会の辞 小林正 理事

国民会議理事・教育評論家、元参議院議員

ご紹介いただきました小林正でございます。長時間にわたりまして御講話並びに各党からの御提言を賜りました。そしてただいま採択されました大会決議を踏まえた行動を明日から開始してまいります。

一つ申し上げます。かなり切実な問題として、合区の問題が出ました。これは社会保障人口問題研究所の未来予測。日本の人口は待たなしに急減します。それに合わせて、人口比で議員定数を決めていくのは袋小路です。どうもっていても矛盾ができます。どうしたら解決できるか。この間の政治改革において一番問題だったのは、議員定数を削って身を切る覚悟で云々ということがありました。しかし果たしてこれからもそのやり方は通用するのでしょうか。私は通用しないと思います。どんどん人口は減ります。日本は間接民主制です。したがって、どうしたらいいか、世界各国の総人口と議員の比率を見れば回答が出るんです。日本は議員定数を減らし続けました。しかし、その結果矛盾が拡大しています。国民の立場からすれば、自分たちの代表が100人で1人選ぶのか、1000人で1人選ぶのか。どちらが民意をより反映できるか。議員定数を増やすことのみ間接民主制における個々の有権者の意向を反映することが可能なんです。政治改革について東大の佐々木（毅）さんが国会に持ち込んだら、減らすことばかり言っている。しかし私は減らすことばかり言った覚えはないというんです。増やすことによって政治改革を断行することも可能です。立ち止まって考える必要がある。議員定数を増やせば山梨のような矛盾、高知・徳島のような矛盾を解消できます。国民の代表として数が多いほど民意の反映は可能なんですから、有権者の立場からすればどっちがいいのか考える必要があるんじゃないでしょうか。

それからもう一点。国民投票にかかわる問題として、まず発議しなければなりません。今安倍内閣の状況を考えるとどうなるか。今参議院の3分の2は162名なんです。現在参議院で自民党は125人。公明党は25人、そして維新の会が11。全部足すと161になる。1名足りないんですね。したがって改憲勢力は参議院段階では3分の2に達していません。どうなるか。これはほかの6野党から有志が党議拘束を破って賛成してもらえるかもしれません。しかし、しないかもしれない。となると、来年の参議院選挙で与党で3分の2を優に超える体制を作る。つまり来年の参議院選挙は憲法改正への大変大きなステップになるわけです。そのことを考える必要がある。

加えて維新の会の代表からお話がありましたが、教育の無償化の問題があります。このことについては、教育の充実という言葉で自民党案をまとめたみたいですが、実際問題として、それで果たして維新の会はOKするか。私はしないと思います。そうすると、参議院の3分の2も危うい。こういう現実があります。言葉で逃げるんじゃなくて、何をどうするのかもっと友党である維新の会と膝を突き合わせて論議を展開し、仲間を拡大していくことが必要です。来年の参議院選挙、そしてあるかもしれない衆議院の解散総選挙。それらを踏まえて、我々としては憲法改正への具体的目標として、今後今日の大会決議で確認されたように、政党それから国民の皆さんへの働きかけを強める必要があります。来年は50回大会です。そこで大きな成果が確認できるようにしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。



## 万歳三唱 深山明敏 理事

国民会議理事、陸上自衛隊元第三師団長・陸将

それでは締めくくりの万歳三唱の音頭をとらせていただきます。憲法改正への実現を期待しつつ、私たち一人ひとりが、大会決議を大事に守り、共に頑張って行くことを誓いながら、万歳三唱をいたしたいと思えます。ご唱和を！ 万歳！ 万歳！ 万歳！（拍手）



# 大会当日寄せられた皆様の御意見・御感想

## 1

自民党総選挙に向けた見通しについてのお話しが興味深かった。国会議員の先生6名のご意見を直接お聞きする機会を頂き、とてもよかった。

## 2

高橋先生が憲法改正のための現実的な観点から、安倍首相のもとでしか実現の道はないことを明確に言ってくくださったことで改めて目が覚まされました。その他最も重要な憲法9条に限らず、合区、教育無償化等、このままの憲法をほおっておくことの非常識さを深く考えさせられました。

宮川先生の熱い思いも心に響きました。

## 3

「国民投票」が問題になると思っていました。国民の勉強会が必要と思いましたが、今日、清原先生のお話しを聞きまして、これを国民が知ることによって国民投票も、実のあるものとなると思いました。串田先生の言われる通りです。

宮川先生の前文に対しての言葉に同感です。東京16区17区が毎回変わるのには困る。合区反対！

## 4

国会議員の先生方のお話を聞くことができ、とても良かったです。普段中々こういう機会がないので、貴重なことだったと思います。勉強になりました。

## 5

平沢議員、串田議員、そして宮川議員の話は明確で、とてもよかった。正直な処前半の濃みが、吹き払われた感じがした。要点を明確に端的に話す方が良いと感じた。

## 6

日本が中国の属国になってしまう前に憲法改正をぜひ成すべき。

## 7

9条2項については、自衛戦争については、この限りではないという条文をいれたらいい。現行の条文は侵略戦争のみ適用されるもの。

26条高校以上の無償化は経済的条件をつけるべき。参議院は各県から出すべき（人口比より行政単位を優先すべき）。

## 8

教育無償化、合区の問題については寧ろ護憲派の方々にたいして、伝える内容だと思いました。

私自身「改正する条文あれど、十分な議論無いままにすべきではない」の考えで、どちらかといえば護憲派です。とはいえ、護憲・改憲ともに仲間内の話ばかりに思え、議論が成熟していないと考えます。

串田・宮川両氏が護憲派集會に出て話をすると、同調する人も出てくるのではないかと思います。

## 9

4項目以外にも、改正すべき点が多くあるように感じました。前年変えてゆくのが当然とする方向に議論の進展を願います。

## 10

多くの先生方の改憲に対する熱意が伝わってきました。現在の日本を取り巻く諸外国の動勢や、国内に於ける教育、選挙区割の問題をより良く改善していく

ためにも、改憲は必要であると思います。そして何より、現行憲法は「日本は第二次世界大戦の連合国に対する敵国である」という前提の元に作成されたものであることから、今後米国等との西側諸国と連携し、世界平和に貢献していく為には、今の時代に見合った憲法を作成する必要があると思いました。

まだまだ改憲に対して「軍事国家になる」といった多くの誤解がありますが、どうか国民一人一人がしっかりと改憲をすることに対する意味をきちんと理解できるように今後しっかりと説明して行ってほしいです。

## 11

国会に対して悪いニュースが多い中、多くの議員の方の日本に対する熱い思いを聞いてよかったです。

憲法改正を是非すすめて頂きたいと思います。9条、緊急時の問題などの他に家庭条項の追加も検討していただきたいですし同性婚を認める改正等はないようお願いしたいです。

## 12

LGBTに懸念しています。基本的人権は尊重すべきですが、特定少数の権利がホモ、レズを強調してはならないと思う。

子供の人権は無視されています。親を撰べない子供の視点を重んずるべき。家庭条項に盛り込み、家庭基本を謳うべきと思います。

## 13

国民世論に大きく影響を与えるのがマスコミ（TV、新聞等）だと思うが、インターネットは別として、新聞TVは左翼的傾向が強いので、若年層はネットで正確な情報をつかめるが、地方や高齢者はTV、新聞が主なので、もっとTV、新聞に改憲の意義をどんどん発信してもらいたい。

## 14

改憲によって、国民の生活環境がどのように変化するのかを、国民がイメージできるように情報を発信していただきたい。

国際貢献の条項も提案していただきたい。

## 15

こういう大会に来なければ、なかなか憲法について学ぶ機会がないと感じました。憲法改正のことを考えると若い人にも聞いてほしい内容でした。野党の方の参加が少なかったことが残念でした。

## 16

平沢勝栄、宮川典子、串田誠一議員の話がとても参考になりました。具体的に何うことが刺激になりました。良い機会を頂きありがとうございます

## 17

憲法の改正の必要性は感じていますが、前文を改めることの大切さを新たに知ることができよかったです。

一日も早く憲法改正案の発議が実現することを願います。

## 18

大会前の注意事項アナウンス。声が大きすぎてうるさかった。今 マイクの性能がよいので大声だす必要はありません。よろしく。

以上

# 報道記事一覧

プログラム

大会資料

大会決議

掲載概要

日刊紙

専門紙

専門誌

## 全国紙・地方紙の当国民大会の掲載記事

5月3日（憲法記念日）は、毎年、各地で改憲派と反対派が集会を開き、それを、テレビは、夕方からその夜のニュースで放映し、新聞は記者が5月3日の各集会を取材して、それを翌5月4日の朝刊に掲載するのが、これまで長い年月の常であった。

しかし、今年は、各地の集会を取材しての報道は例年になく少なかった。それに対して、安倍総理の改憲メッセージの紹介や改憲推進派の政策責任者と改憲反対派の政策責任者との意見の比較等々が目立った。その点では、報道も、憲法改正問題は、民間運動を超えて、国会論議・国政段階へと焦点が移ったとの認識に到った、とみることができ、長年、民間運動を続けてきたわれわれとしては、ようやくここまで来たか、と喜んでいる次第である。

その中で、朝日新聞は、5月4日の朝刊一面左側に、「憲法記念日 各地で集会」との記事を載せ、改憲派と反対派の意見を、いくつか掲げている。その中に、当団体について、次のように記載した。

**朝日新聞** 5月4日（木） 朝刊 一面

岸信介元首相が初代会長を務めた改憲派団体「新しい憲法をつくる国民会議」は、東京都新宿区で大会を開き、約450人が集まった。清原淳平会長は国民投票の仕組みを説明した上で、「国民にとって非常に大事な権利を棄権されては困る。憲法改正のための勉強をぜひ始めていただきたい」と訴えた。

なお、当団体の支部がある沖縄では、

### 琉球新報

A) 5月4日 3面 下段

自民党憲法改正推進本部の船田元・本部長代行は3日、東京都内で開かれた改憲派の集会で、・・・「改憲は政局にとらわれず、常に議論する癖を付けなければいけない。与野党双方の言い分はあるが、（政局によって）議論できないのは国民に対する侮辱だ」と訴えた。

B) 5月4日 24面 下段に、次のような記事を掲げた。

#### 改憲目指し 宮崎氏講演 那覇「護憲派と議論を」

自主憲法制定沖縄県民会議（西田健次郎会長）は3日、那覇市の県立博物館・美術館で「第12回新しい憲法をつくる沖縄県民の集い」を開催した。「憲法改正へのみちすじ」と題して全衆議院議員で弁護士の宮崎政久さんが講演した。

宮崎さんは自民党内での憲法改正議論や9条改正などについて説明した。「歴史を踏まえたくて反省し、未来思考で考えるためにも護憲派とも議論していきたい」と協調した。

**沖縄タイムス** 5月4日 23面 3段にわたって、次のような記事を掲げている

#### 自衛隊を明記し「違憲状態解消」 改憲派集会で宮崎さん

自主憲法制定沖縄県民会議（西田健次郎会長）は3日、那覇市の県立博物館・美術館で「第12回新しい憲法をつくる沖縄県民の集い」を開いた。前衆議院議員で弁護士の宮崎政久さんが「憲法改正へのみちすじ」と題して講演し、約50人が聞き入った。

自民党は3月に憲法9条に自衛隊を明記する改憲条文をまとめた。宮崎さんは党内でこれまでに、戦力不保持などを定め「徹底した平和主義」を目指す9条2項を①維持し、自衛隊を明記する案、②削除し、安全保障基本法で自衛権を制約する案などが議論されてきたと経緯を紹介。「自衛隊の違憲状態を解消すべきだ」とし、改憲に向けての議論を訴えた。

また、朝鮮戦争や冷戦などを振り返り「その時代にあった安全保障を考えてきた。時代に合わせどんな憲法が良いか国民による議論が必要だ」と呼びかけた。

## 専門紙・専門誌の当国民大会の掲載記事

——無料転載の許可を下さった各紙・誌——

**世界日報** 5月4日（木） 日刊紙 2面 ・ ・ ・ ・ ・ P18-19、p22（首相メッセージ）

**思想新聞** 6月1日（金） 毎月2回刊 3面 ・ ・ ・ ・ ・ P20

**宗教新聞** 5月5日（土） 毎月2回刊 5面 ・ ・ ・ ・ ・ P21

**神社新報** 5月14日（月） 毎月4回刊 1面 ・ ・ ・ ・ ・ P21

**自由民主** 5月14日（月） 毎週火曜 1面 ・ ・ ・ ・ ・ P22

**月刊 Viewpoint** 6月号 月刊紙 p26頁～p31 ・ ・ ・ ・ ・ P23-24



発行所  
世界日報社

本社  
東京都中央区日本橋茅場町  
1-5-2-5階  
電話番号 103-0025  
電話03 (3476) 3411  
FAX03 (3476) 3426  
郵便振替口座 00170-6-40860  
©世界日報社 2018

## 新しい憲法をつくる国民会議

# 改憲投票権行使へ前進

## 国民も判断力養成を

憲法記念日の3日、改憲派の新しい憲法をつくる国民会議（II自主憲法制定国民会議、清原淳平会長）が都内のホールで第49回「新しい憲法をつくる国民大会」を開催した。

会長は、憲法に関する学校教育について触れ、「国民の権利・義務を学ぶが、憲法改正のための国民投票について学ぶことはまだ」と指摘。「国会発議・国民投票―天皇の公布」という改憲の手順について説明した。

その上で、国民投票権について「選挙で候補者・政党に対する投票はしてきたが、国民が初めて行使する権利。憲法の条文に対する投票であり、質的に全く違う」と、その行使の重要性を強調。「憲法改正のための勉強をしてほしい」と呼び掛けた。

同大会では、政治評論家の高橋利行氏が講演。「安倍政権の国政選挙5連覇は、安倍晋三という政治家が憲法改正を掲げてきたのを国民が支持したため」と強調し、「今年中に（憲法改正を）発議すべきだ」と、国会論議の前進を求めた。

また、秋元司国交副大臣、自民党の桜田義孝、平沢勝栄、船田元、宮川典子、日本維新の会の串田誠一の各衆院議員が講話した。

大会は、「改憲政党が各議院で3分の2を占め、改正条件を満たしている。いまこそ、国会議員は協力し、改憲発議すべきである」と訴える一方で、「憲法改正のための国民投票権」を活用するため、国民に対し「他人任せではなく、自身でその判断力を養ってほしい」と呼び掛ける決議を採択した。



第49回「新しい憲法をつくる国民大会」であいさつする清原淳平会長＝3日、都内で（加藤玲和撮影）

また、自民党総裁選について言及。総裁選候補と目される6人の人物を評価しながら、安倍氏と石破茂元地方創生相との一騎打ちと

「新しい憲法をつくる沖縄県民の集い」主催・自主憲法制定沖縄県民会議II西田健次郎会長）が3日、那覇市で開かれ、「国民の生命と財産を守るために緊急事態条項は不可欠」であり、「国会において1日も早く憲法改正の発議をするよう議論を高め、国民投票に向けて啓蒙活動に取り組むことを決意する」との決議を採択した。

約70人が参加した集いでは、弁護士宮崎政久前衆院議員が「憲法改正の道筋」と題して講演した。自民党が戦力の不保持などを定めた9条2項を維持したまま「自衛隊を保持する」と

と明記する条文案をまとめたことについて、「自衛隊違憲問題に決着をつけるもの」として歓迎。

その上で宮崎氏は、「時代の変遷に応じて決まりを変えることは、今の時代を生きる者の務め」と述べ、改憲に理解を求めた。

来賓あいさつで照屋守之郎議長（自民）は「憲法で国士を守る仕組みができていない」と指摘し、「沖縄から積極的に対応すべきだ」と訴えた。また、西田会長は、「憲法9条は不磨の大典ではない」とし、有事に対応できる憲法に変えるのが安倍政権の使命だと強調した。

## 早く国会で改憲発議を 沖縄・那覇市で県民集会



自民党改憲案について解説する宮崎政久氏＝3日、沖縄県那覇市の沖縄県立博物館・美術館（豊田剛撮影）

# 国会発議に向け決意と提案

「新しい憲法をつくる国民大会」で、国会議員の来賓が憲法改正への意欲を語った。発言要旨は次の通り。(発言順)

## 改憲と自衛隊 運用は別物

秋元司氏(自民・国交  
副大臣、衆院議員)



憲法改正の実現が大きく近づいた。全力で発議に向けて努力していく。戦後の歴史の中で、自らが意思を示し日本人の手で憲法を見つめ直し形にしていきたい。たくさん国民が自衛隊に感謝する一方、憲法学者の多くは違憲としている。自衛隊に活躍してもらうためにも、憲法上明記し、憲法改正と自衛隊の運用は別問題だということを整理し議論する必要がある。理解を得るために努力していく。自衛隊を憲法に明記することによって、抑止力を内外ともに発信することで日本の平和と安全を守ることにつながるっていく。

## 次世代に政治 課題を残すな

桜田義孝氏(自民・衆  
院消費者特別委員長)



安倍内閣で憲法改正をやらなければ、改憲の機会はなくなってしまうかもしれない。自民党は自主憲法制定が党是。未だ改憲ができていないことは、非常に遺憾だ。世論調査では改憲賛成派が5割を超え、国民の意識も変わってきている。中国の台頭や北朝鮮の脅威が認識され始めたからだ。南北首脳会談で融和ムードが演出されているが、日本の安全保障には関係ない。安易に妥協してはならない。自民党には責任があり、安倍内閣でせめて自衛隊明記くらいはやるべきだ。この課題を次世代に引き継いでほならない。

## 与野党立場超 えて発議案を

平沢勝栄氏(自民・衆院  
政治倫理特別委員長)



今の憲法には改正すべき項目が多く、直すのが当たり前だ。野党も自分たちに都合のいいところは改正したいが、それを言わない。自衛隊について学者の多くは違憲だと言うが、北朝鮮の脅威が迫っている。私は元防衛庁審議官でいろいろな外国人と話をしたが、9条を世界の宝だと言う人はいない。日本は身勝手だと何回も言われた。今国会、衆院で憲法審査会は一度も開かれていない。森友や加計などは別に議論すべきだ。与野党の垣根を払い、発議案をまとめて国民投票にかけていきたい。

## 国民間で憲法 議論の推進を

船田元氏(自民・衆  
院憲法審査会幹事)



わが国を取り巻く国際情勢の変化に対応できる憲法をつくり、国民の安全・生活を守る。われわれが国民を代表して発議し、最終的には国民に判断してもらう。国民投票は憲法改正のための大切な手続き。国の基本的な政策を国民に選んでもらうもので、おおいに考え議論してもらいたい。公職選挙法に定められた選挙運動のように厳しい規制をかけない方がいい。放送を使った投票運動も行われるが、賛否のスポットCMは量的にも平等に扱うなどのルールを民放連、日本放送協会が自主的に作るように働きかけていく。

## 子供のため教 育26条改正を

串田誠一氏(維新・  
衆院文部科学委員)



昭和21年当時、普通教育は中学まで。71年経った今、97%が通う高校を普通教育と呼べないのは、普通教育を無償化の対象とする26条のためだ。子供たちのために改正すべきだ。9条に関して、各国が自衛権を持つことは国連も最高裁も認めている。それを認める認めないの議論自体がおかしい。では、なぜ自衛権を規定しなければいけないか。護憲派は、自衛隊は違憲だと主張しながらも、政権を取れば、当分の間は働いてもらうなどと都合のいい言っている。こんなことを言わせてはいけなから、9条改正の必要がある。

## 将来のため前 文が一番重要

宮川典子氏(自民・文科  
大臣政務官、衆院議員)



自分たちの手で憲法をも一度作り直すのが筋だ。中でも前文が一番重要。70年前の日本と今の日本では置かれた立場が全く違っている。護憲派の人たちは憲法を一文も変えない方がいいと言っているが、日本の今の状況分析ができない政治家が護憲派などということが間違いだ。憲法の前文にこれからの50年の日本を描くことが大切。今回大きな問題となっているのが参議院の選挙区の問題だ。選挙区が広くなりすぎると、有権者の声が届きにくくなる。各県に一人は必ず参議院議員を置く憲法にしていかなければならない。

プログラム

大会資料

大会決議

掲載概要

日刊紙

専門紙

専門誌



# 第49回新しい憲法を作る国民大会

## 来るべき国民投票のために

憲法記念日の五月三日、新しい憲法を作る国民大会（自主憲法制定国民会議）清原淳平会長主催の「第四十九回新しい憲法を作る国民大会」が東京都新宿区の四谷区民ホールで開催された。



講演をする高橋利行氏、左前列が清原淳平会長＝5月3日、東京都新宿区の四谷区民ホール

もって憲法改正を掲げて選挙五連覇に結びついていたのが支持され、国政一変、憲法改正は今胸突きだ」と強調した。

八丁で色々なことが起きているが、それを乗り越えて新しい世界を見たい。政治の主役は国民で、私たちが政治家を使うべき、憲法改正も国民が先頭に立って進めるべきだ」と強調した。

次に自主憲法制定に生み出した岸信介元首相の遺志を継いだ清原会長が「来るべき国民投票のために」と題して挨拶し、「国民投票は人に対しての投票とは質が違い、憲法に対する投票になる。国民は憲法についての知識を得る必要がある」と憲法を学ぶ必要性を訴えた。

つき、国民皆様の理解をいただくために、米實の秋元司・国土交通副大臣は「ミサイル、核実験の脅威に対して安全確保の抑止力が必要だ。多くの国民が自衛隊に敬意と感謝を抱いているが、自衛隊は遠慮であるという学者もいる。それ故、自衛隊を憲法に明示することが必要だ。改憲と運営は別物で、自衛隊を明記したからその運用まで変わるという事はない」と述べた。

櫻田義孝・消費者問題特別委員長は「安倍内閣で憲法改正を行わなければ、チャンスがなくなる。最近の読売新聞の調査では、憲法改正に賛成が51%で反対が46%と賛成が増えている。中国の台頭、核、ミサイルの開発を繰り返す北朝鮮の脅威が国民に認識されているからだ」と早期の憲法改正を訴えた。

平沢勝栄・政治倫理等特別委員長は「全部で百三条ある今の憲法には変えなければならない箇所が多く、改憲に反対の人は少数になっている。自民党は改憲の条文案を四つの項目に絞った。一日も早く国会で発議案をまとめ、国民投票にもっていかなければならない」と述べた。

船田元・自民党憲法改正推進本部長代行は「ロシアと中国の拒否権発動で国連が機能しにくい中、内外の状況に合わせて憲法改正を考へ、九条二項を残し、自衛隊の明記を加えるだけにした」と述べた。

と現実に合わせて憲法改正の重要性を説いた。中田誠一・日本維新の会国会対策委員長は「昭和二十一年では中学校までの進学率は65%だったが、平成三十年に高校進学率が97%だ。この現状に合わせて憲法二十六条を改正すべきだ。また自衛隊は固有の権利で、自衛隊を持つのも固有の権利である」ということから九条を論ずるべきだ」と党の観点を説明した。

宮川典子・文部科学政務官は「憲法で一番重要なのは前文で、諸外国では状況に合わせて前文を改正している。前文にはこれから五十年の日本を表現することが大切だ」と前文改正の重要性を述べた。

大会決議が満場一致で採択され、閉会の辞と方歳三唱の後、閉会した。

# 国民投票に向け判断力を

## 自主憲法制定国民会議

新しい憲法をつくる国民会議（自主憲法制定国民会議）清原淳平会長は五月三日、東京・新宿区四谷区民ホールで「第四十九回新しい憲法をつくる国民大会」を開催し、約四百人が参加した。

## 主役は国民 気運醸成を

高橋氏は「憲法改正を具体的に政治日程に乗せたい」と述べた。大会は午後一時に始まり、国歌斉唱、閉会の辞を述べた。

のち、時局講演として政治評論家で元読売新聞論説委員の高橋利行氏が講演した。

「この機会を逃して憲法改正はできない」と強調。現実の国際情勢に鑑みても改憲の急がれることを説明し、「政治の主役は国民。憲法改正にひたむきに突き進んでほしい」と改憲の重要性を訴えた。

引き続き清原会長が「来るべき国民投票のために」と題して講話した。清原会長は憲法第九十六条に定める憲法改正の手続きと公布について詳細を説明し、その行使を見据えて国民が憲法と法律を学ぶことの必要性を強調した。

来賓の議員 六氏が講話

続いて、「改憲につき、国民皆様の御理解をいただくために」とを主題に、秋元司、櫻田義孝、平沢勝栄、船田元、中田誠一、勝安、船田元、中田誠一、宮川典子の来賓六氏の衆議院議員が講話。このうち国土交通副大臣を務める秋元氏は、北朝鮮による核実験など近隣諸国の脅威を挙げ、安全保障の観点から抑制力が求められるとの考へを示し、自衛隊の憲法明記に賛意を表明した。

自由民主党憲法改正推進本部本部長代行の船田氏は、同党の改憲案について、①自衛隊と自衛権の明記、②緊急事態条項の新設、③教育の充実、④合区解消の四つの要点から紹介。「九条に自衛権を記し、自衛隊の役割を明らかにすることで自衛隊をめぐる対立を和らげたい」との考へを述べた。



発行所 宗教新聞社  
東京都新宿区新宿5-13-2  
〒160-0022  
電話 03-3353-2940(代)  
FAX 03-5363-5182  
郵便振替口座 00130-9-22704  
URL http://www.religion-news.net  
© 宗教新聞社 2017

宗教新聞5月5日5面に掲載



平成30年 5月14日  
第3399号  
発行所 神社新報社  
http://www.jinja.co.jp/  
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-1-2  
電話 03-3379-8211(編輯)  
03-3379-8212(総務)  
FAX 03-3379-8213  
定価 1年間7,200円(税・送料込み)  
月4回毎週月曜日発行  
郵便振替 00160-7-196788  
皇紀2678年/西暦2018年

神社新報5月14日1面に掲載 96%に縮小

プログラム

大会資料

大会決議

掲載概要

日刊紙

専門紙

専門誌



# 今こそ憲法改正の実現を



現行憲法が施行されて71年が経った。全国各地で憲法改正を訴える集会などが開かれ、わが党から多くの国会議員らが出席した。安倍晋三総裁もメッセージで、「いよいよ私たちが憲法改正に取り組み時が来た」と述べ、党是の実現に全力を尽くすと決意表明した。

## 各地で改正を訴える集会

超党派の国会議員ら 根拠弘元総理はメッセージで「新憲法制定」を訴え、憲法改正は国民世論とともである。議員同盟」は5月1日、都内で「新しい憲法を制定する推進大会」を開催し、未来の展望の中に『自立と共生』に向けることを明らかにし、真に国民の総意に基づき憲法の実現に向けて奮闘することを強く期待する」と呼び掛けた。中東歴訪中の安倍晋三総裁もメッセージを寄せた。わが党が4項目の条文イメージ(たまたき台案)に一定の方向性を得たことを踏まえて、

まず、「いよいよ私たちが憲法改正に取り組み時が来た」と力説。9条については「平和主義の基本理念は変わることがないが、憲法にわが国の独立と平和を守る自衛隊を明記し、違憲論争に終止符を打つことは、今を生きている私たちの責務だ」と訴えた。



安倍晋三総裁はビデオメッセージを通じ、憲法改正に臨む決意を訴えた(5月3日、都内)

同3日には、憲法改訂が創設した「新しい憲法を旨とする有識者らで法をつくる国民会議」をつくる「民間憲法協議会」も同日、都内で集会を開き、船田元憲法改正推進本部長代行らわが党所属国会議員5人が憲法改正の必要性を訴えた。

安倍晋三首相が3日の改訂憲法フォーラムに寄せたビデオメッセージの要旨は次の通り。

## 首相メッセージ要旨

私は昨年のビデオメッセージで自民党総裁として一石を投じる気持ちで「憲法改正に取り組む時が来た」「憲法9条について自衛隊を明記すべきだ」と申し上げた。この発言を契機として、この1年間で改訂の議論は大いに活性化し具

体化したことを大変喜ばしく思っている。憲法に、わが国の独立と平和を守る自衛隊をしっかりと明記し、違憲論争に終

わが国の安全を守るため、命を賭して任務を遂行している者の存在を明文化することで、その正当性が明確化されることは明らかだ。そのことはわが国の安全の根幹にかかわることで、憲法改正の十分な理由になる。いよいよ私たちが憲法改正に取り組む時が来た。主役は国民の皆さまだ。国民の幅広い合意形成が必要だ。

世界日報5月4日2面に掲載 120%に拡大

自由民主5月15日1面に掲載

「農業は農行」農作業は修行！ 野田大燈  
 心にも懐剣忍ばせる 石川真理子  
 キング牧師暗殺50年と黒人社会 ウォルター・ウィリアムズ  
 検証 南北首脳会談  
 幕開けた文芸春秋版「大島政雄」 「日本記者」に東洋道徳の悪感  
 山田寛の国際レター 北はベトナム式統一を狙う？  
 暴走する性教育 生命の尊厳より「遊玩」「中絶」  
 自民、9条改正へ見切り発車 改憲4項目で条文案案  
 過激化する国会前集会 「市民」大半は共産系団体  
 「赤旗」役所内勧誘の実態  
 北と「兄弟国」に反れない中国 河添恵子



## ● 新しい憲法をつくる国民会議 改憲投票権行使へ前進

● 憲法改正問題 ●

憲法記念日の3日、改憲派の新しい憲法をつくる国民会議（『自主憲法制定国民会議、清原淳平会長）が都内のホールで第49回「新しい憲法をつくる国民大会」を開催した。

大会であいさつした清原会長は、憲法に関する学校教育について触れ、「国民の権利・義務を学ぶが、憲法改正のための国民投票について学ぶことはまだ」と指摘。「国会発議―国民投票―天皇の公布」という改憲の手順について説明した。

その上で、国民投票権について「選挙で候補者・政党に対する投票はしてきたが、国民が初めて行使する権利。憲法の条文に対する投票であり、質的に全く違う」と、その行使の重要性を強調。「憲法改正のための勉強をしてほしい」と呼び掛けた。

同大会では、政治評論家の高橋利行氏が講演。「安倍政権の国政選挙5連覇は、安倍晋三という政治家が憲法改正を掲げてきたのを国民が支持したため」と強調し、「今年中に（憲法改正を）発議すべきだ」と、国会論議の前進を求めた。

また、自民党総裁選について言及。総裁選候補と目される6人の人物を評価しながら、安倍氏と石破茂元地方創生相との一騎打ちと予想。「安倍総裁は3選される」と断言し、憲法改正実現のリーダー役として期待を寄せた。

また、秋元司国交副大臣、自民党の桜田義孝、平沢勝栄、船田元、宮川典子、日本維新の会の串田誠一、各衆院議員が講話した。

大会は、「改憲政党が各議院で3分の2を占め、改正条件を満たしている。いまこそ、国会議員は協力し、改憲発議すべきである」と訴える一方で、「憲法改正のための国民投票権」を活用するため、国民に対し「他人任せではなく、自身でその判断力を養ってほしい」と呼び掛ける



「新しい憲法をつくる国民大会」で、国会議員の来賓が憲法改正への意欲を語った。発言要旨は次の通り。（発言順）

**改憲と自衛隊運用は別物**  
 秋元司  
 （自民・国交副大臣、衆院議員）



憲法改正の実現が大きく近づいた。全力で発議に向けて努力していく。戦後の歴史の中で、自らが意思を示し日本人の手で憲法を見つめ直し形にしていきたい。たくさん国民が自衛隊に感謝する一方、憲法学者の多くは違憲としている。自衛隊に活躍してもらうためにも、憲法上明記し、憲法改正と自衛隊の運用は別問題だということを整理し議論する必要がある。理解を得るために努力していく。自衛隊を憲法に明記することによって、抑止力を内外ともに発信することで日本の平和と安全を守ることに繋がっていく。

**次世代に政治課題を残すな**  
 桜田義孝  
 （自民・衆院消費者特別委員長）



安倍内閣で憲法改正をやらなければ、改憲の機会はなくならない。改憲は自衛隊法制が党是。未だ改憲ができていないことは、非常に遺憾だ。世論調査では改憲賛成派が5割を超え、国民の意識も変わってきている。中国の台頭や北朝鮮の脅威が認識され始めたからだ。南北首脳会談で融和ムードが演出されているが、日本の安全保障には関係ない。安易に妥協してはならない。自民党には責任があり、安倍内閣で自衛隊明記くらいはやるべきだ。この課題を次世代に引き継いでほしくない。





## 当団体の趣旨と活動経緯

法というものは作られた時点で静止してしましますが、時代は日進月歩、いや分進秒歩の進展です。

諸外国の憲法が、法と現実のギャップを埋めるべく頻繁に改正しているのに、日本国憲法は、占領下の昭和22年に成立してから70年余、一度も改正されていません。そのために、時代の進展との間のギャップは大きく、次第に解釈でも補えなくなってきております。

さて、憲法改正・新憲法制定は、本来立法府や行政府の役目なので、昭和30年に「自主憲法期成議員同盟」が設立され、これを支援すべく、昭和44年、当「自主憲法制定国民会議」が設立されました。

そして、当団体は、昭和44年以降、毎年5月3日に、国民大会を開催し、今年はその第49回大会を開催いたしました。また、当団体では折に触れ、地方で県民会議を立ち上げ、県民大会や地方集会を開催しております。

また、当団体は、昭和54年以降、毎月、国会の議員会館などにて、民間・学者・議員合同の「新しい憲法をつくる研究会」を開催してきております。

みなさまには、どうか、こうした経過を御理解下さり、この「新しい時代にふさわしい憲法をつくる」世直し運動に、御参加いただきたく、御願ひ申し上げます。



創立会長  
岸信介元総理大臣



2代会長  
木村睦男元参院議長



3代会長  
櫻内義雄元衆院議長

櫻内会長逝去後、元国会議員で大臣経験者が会長を代行したが、再当選で辞任。平成19年に、清原淳平が会長代行。同23年1月、会長に就任。



清原淳平 現会長

## 新しい時代にふさわしい 憲法をつくる国民運動に 御参加を！

(入会のしおり)

- 新憲法で日本を改革・発展させよう！
- 19世紀憲法から、21世紀憲法へ！
- 占領下憲法から、真の独立国憲法へ！
- 一國平和主義から世界貢献的平和へ！
- 改憲は民心を一新し生活を向上する！
- 合理的な改憲案づくりにより、御協力を！



初代会長岸信介元総理大臣書

### 新しい憲法をつくる国民会議

(=自主憲法制定国民会議 昭和44年創立)

会長 清原淳平

## 発行 新しい憲法をつくる国民大会実行委員会

監修 清原淳平 国民会議 会長 [平成30年6月1日発行]

主催 新しい憲法をつくる国民会議 (自主憲法制定国民会議)

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-16 北村ビル3階

電話 03-3581-1393 FAX 03-3581-7233

ホームページ <http://atarashii-kenpou.jp/>

◎ 入会希望者は、上記の国民会議事務局へFAX 又は電話下されば、入会書類をお送りします。

但し、議員会館内等での研究会があるので、テロ対策など警備上、書類審査があります。

なお、職員が跳び回っておりますので、御来訪にあたっては、予めお電話ください。

◎当『大会資料および掲載記事報告』頒価 一部300円